

増値税暫定施行条例

1993年12月13日国務院令第134号により公布

2008年11月5日国務院第34回常務会議改正

同月10日国務院令第538号により公布

2016年2月6日国務院令第666号により改正

2017年11月19日国務院令第691号により改正・公布 同日施行

第1条 中華人民共和国国内において物品又は加工若しくは修理・組付役務（以下「役務」という。）（編注：原語は、「労務」である。以下同じ。）を販売し、サービス（編注：原語は、「服務」である。以下同じ。）、無形資産又は不動産を販売し、及び物品を輸入する単位及び個人は、これを増値税の納税者とし、この条例により増値税を納付しなければならない。

第2条 増値税の税率は、次のものとする。

- (1) 納税者が物品、役務若しくは有形動産リース・サービスを販売し、又は物品を輸入する場合には、次号、第(4)号又は第(5)号に別段の定めのある場合を除き、税率は、これを17パーセントとする。
- (2) 納税者が交通運送、郵政、基礎電信、建築若しくは不動産リース・サービスを販売し、不動産を販売し、土地所有権を譲渡し、又は次の物品を販売し、若しくは輸入する場合には、税率は、これを11パーセントとする。
 - ① 食糧等の農作物、食用植物油又は食用塩
 - ② 水道水、暖気、冷氣、熱水、ガス、石油液化ガス、天然ガス、ジメチルエーテル、メタンガス又は住民用石炭製品
 - ③ 図書、新聞、雑誌、音響・映像製品又は電子出版物
 - ④ 飼料、化学肥料、農薬、農業機械又は農業用フィルム
 - ⑤ 国務院所定のその他の物品
- (3) 納税者がサービス又は無形資産を販売する場合には、第(1)号、前号又は第(5)号に別段の定めのある場合を除き、税率は、これを6パーセントとする。
- (4) 納税者が物品を輸出する場合には、税率は、これを0パーセントとする。ただし、国務院に別段の定めのある場合を除く。
- (5) 国内の単位及び個人が国境をまたいで国務院所定の範囲内のサービス又は無形資産を販売する場合には、税率は、これを0パーセントとする。

2 税率の調整は、国務院がこれを決定する。

第3条 納税者は、税率が異なる項目を兼営する場合には、税率が異なる項目の販売額をそれぞれ計算しなければならない。販売額をそれぞれ計算しなかった場合には、高きに従い税率を適用する。

第4条 第11条に規定する場合を除き、納税者が物品、役務、サービス、無形資産又は不動産を販売する（以下「課税販売行為」と総称する。）場合には、納税金額

については、当期売上税額から当期仕入税額を控除した後の残額とする。納税金額の計算公式は、これを次のものとする。

納税金額＝当期売上税額－当期仕入税額

- 2 当期売上税額が当期仕入税額を下回り控除するのに足りない場合には、その不足部分は、これを翌期に繰り越して控除を継続することができる。

第5条 納税者に課税販売行為が発生した場合には、販売額及び第2条所定の税率に従い計算して収受した増値税額は、これを売上税額とする。売上税額の計算公式は、これを次のものとする。

売上税額＝販売額×税率

第6条 販売額については、納税者に課税販売行為が発生して収受した代金の全部及び代金外費用とする。ただし、収受した売上税額を含まない。

- 2 販売額は、これを人民幣により計算する。納税者は、人民幣以外の貨幣により販売額を決済する場合には、人民幣に換算して計算しなければならない。

第7条 納税者に課税販売行為が発生した価格が明らかに低すぎ、かつ、正当な理由のない場合には、主管税務機関がその販売額を査定する。

第8条 納税者が物品、役務、サービス、無形資産又は不動産を購入して支払い、又は負担する増値税額は、これを仕入税額とする。

- 2 次の仕入税額については、売上税額から控除することを許可する。

- (1) 販売者から取得する増値税専用インボイスに注記された増値税額
- (2) 税関から取得する税関輸入増値税専用納付書に注記された増値税額
- (3) 農産物を購入する場合において、増値税専用インボイス又は税関輸入増値税専用納付書を取得する場合を除き、農産物買付インボイス又は販売インボイスに注記された農産物の買価及び11パーセントの控除率に従い計算する仕入税額。ただし、国务院に別段の定めのある場合を除く。仕入税額の計算公式は、これを次のものとする。

仕入税額＝買価×控除率

- (4) 国外の単位又は個人から役務、サービス、無形資産又は国内の不動産を購入する場合において、税務機関又は源泉徴収義務者から取得した源泉徴収税金の完納証憑に注記された増値税額

- 3 控除が許可される項目及び控除率の調整は、国务院がこれを決定する。

第9条 納税者が物品、役務、サービス、無形資産又は不動産を購入して取得した増値税控除証憑が法律、行政法規又は国务院の税務主管部門の関係規定に適合しない場合には、その仕入税額は、これを売上税額から控除してはならない。

第10条 次の項目の仕入税額は、これを売上税額から控除してはならない。

- (1) 簡易税計算方法の税計算項目、増値税徴収免除項目又は集団福利若しくは個人消費に用いる購入物品、役務、サービス、無形資産及び不動産
- (2) 非正常損失の購入物品並びに関連する役務及び交通運送サービス
- (3) 非正常損失の仕掛品又は完成品に消耗・使用される購入物品（固定資産を含まない。）、役務及び交通運送サービス
- (4) 国务院所定のその他の項目

第11条 小規模納税者に課税販売行為が発生した場合には、販売額及び徴収率に従い納税金額を計算する簡易弁法を実行するものとし、かつ、仕入税額を控除してはならない。納税金額の計算公式は、これを次のものとする。

納税金額＝販売額×徴収率

- 2 小規模納税者の標準は、国务院の財政及び税務主管部門がこれを定める。

第12条 小規模納税者の増値税徴収率は、これを3パーセントとする。ただし、国務院に別段の定めのある場合を除く。

第13条 小規模納税者以外の納税者は、主管税務機関に対し登記手続をしなければならない。具体的登記弁法は、国務院の税務主管部門がこれを制定する。

2 小規模納税者の会計計算が健全であり、正確な税務資料を提供することができる場合には、主管税務機関に対し登記手続をし、小規模納税者としてではなく、この条例の関係規定により納税金額を計算することができる。

第14条 納税者が物品を輸入する場合には、税計算構成価格及び第2条所定の税率に従い納税金額を計算する。税計算構成価格及び納税金額の計算公式は、これを次のものとする。

税計算構成価格＝関税納税価格（編注：原語は「関税完税価格」であり、「関税課税価格」を意味する。）＋関税＋消費税

納税金額＝税計算構成価格×税率

第15条 次の項目については、増値税の徴収を免除する。

- (1) 農業生産者が販売する自己生産農産物
- (2) 避妊薬品及び器具
- (3) 中古図書
- (4) 科学研究、科学試験及び教学に直接に用いる輸入機器又は設備
- (5) 外国政府及び国際組織が無償で援助する輸入物資及び設備
- (6) 障害者の組織が直接に輸入して障害者の専用に供する物品
- (7) 販売する自己が使用したことのある物品

2 前項に規定するものを除き、増値税の免税又は減税項目は、国務院がこれを定める。地区及び部門の別を問わず、いずれも免税及び減税項目を定めてはならない。

第16条 納税者は、免税又は減税項目を兼営する場合には、免税又は減税項目の販売額をそれぞれ計算しなければならない。販売額をそれぞれ計算しなかった場合には、免税し、又は減税してはならない。

第17条 納税者の販売額が国務院の財政及び税務主管部門所定の増値税徴収開始基準に到達しなかった場合には、増値税の徴収を免除する。徴収開始基準に到達した場合には、この条例の規定により増値税の全額を計算して納付する。

第18条 中華人民共和国国外の単位又は個人が国内において役務を販売する場合には、国内に経営機構を設けていないときは、その国内代理人を源泉徴収義務者とする。国内に代理人がない場合には、購入者を源泉徴収義務者とする。

第19条 増値税納税義務の発生の際は、これを次のものとする。

- (1) 課税販売行為が発生した場合には、販売代金の収受を完了し、又は販売代金の請求に係る証拠を取得した当日とする。事前にインボイスを発行する場合には、インボイスを発行した当日とする。
- (2) 物品を輸入する場合には、通関申告して輸入した当日とする。

2 増値税源泉徴収義務の発生の際は、これを納税者の増値税納税義務が発生した当日とする。

第20条 増値税は税務機関がこれを徴収し、輸入物品の増値税は税関がこれを代理徴収する。

2 個人が携帯し、又は郵送して入国する自己使用物品の増値税は、これを関税と一括して計算・徴収する。具体的弁法は、国務院の関税税則委員会が関係部門とともにこれを制定する。

第21条 納税者は、課税販売行為が発生した場合には、増値税専用インボイスを請

求する購入者に対し増値税専用インボイスを発行し、かつ、増値税専用インボイスに販売額及び売上税額をそれぞれ注記しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、増値税専用インボイスを発行してはならない。

- (1) 課税販売行為の購入者が消費者個人であるとき。
- (2) 発生した課税販売行為に免税規定が適用されるとき。

第 22 条 増値税の納税場所は、これを次のものとする。

(1) 固定事業者は、その機構の所在地の主管税務機関に対し申告・納税しなければならない。本部機構及び分支機構が同一の県（市）にない場合には、各自の所在地の主管税務機関に対しそれぞれ申告・納税しなければならない。国務院の財政及び税務主管部門又はそれらが授権する財政及び税務機関の認可を経た場合には、本部機構がとりまとめて、本部機構所在地の主管税務機関に対し申告・納税することができる。

(2) 固定事業者は、他の県（市）において物品又は役務を販売する場合には、その機構所在地の主管税務機関に対し他地経営事項を報告し、かつ、その機構所在地の主管税務機関に対し申告・納税しなければならない。報告しなかった場合には、販売地又は役務発生地の主管税務機関に対し申告・納税しなければならない。販売地又は役務発生地の主管税務機関に対し申告・納税しなかった場合には、その機構所在地の主管税務機関が税金を補足・徴収する。

(3) 非固定事業者は、物品又は役務を販売する場合には、販売地又は役務発生地の主管税務機関に対し申告・納税しなければならない。販売地又は役務発生地の主管税務機関に対し申告・納税しなかった場合には、その機構所在地又は居住地の主管税務機関が税金を補足・徴収する。

(4) 輸入物品については、通関申告地の税関に対し申告・納税しなければならない。

2 源泉徴収義務者は、その機構所在地又は居住地の主管税務機関に対し、その源泉徴収する税金を申告・納付しなければならない。

第 23 条 増値税の納税期間は、これをそれぞれ 1 日、3 日、5 日、10 日、15 日、1 か月又は 1 四半期とする。納税者の具体的納税期間は、主管税務機関が納税者の納税金額の大小に基づきこれをそれぞれ査定する。固定した期間どおりに納税することができない場合には、その都度納税することができる。

2 納税者は、1 か月又は 1 四半期を 1 納税期間とする場合には、期間が満了した日から 15 日以内に申告・納税する。1 日、3 日、5 日、10 日又は 15 日を 1 納税期間とする場合には、期間が満了した日から 5 日以内に税金を予納し、翌月の 1 日から 15 日以内に申告・納税し、かつ、前月の納税金額を清算する。

3 源泉徴収義務者が税金を納付する期間については、前二項の規定により執行する。

第 24 条 納税者は、物品を輸入する場合には、税関が税関輸入増値税専用納付書を記入・発行した日から 15 日以内に税金を納付しなければならない。

第 25 条 納税者は、物品を輸出する場合において、税還付（免除）規定を適用するときは、税関に対し輸出手続をし、輸出通関申告書等の関係する証憑を拠り所として、所定の輸出に係る税還付（免除）申告期間内に月ごとに主管税務機関に対し申告して当該輸出物品の税還付（免除）手続をしなければならない。国内の単位及び個人は、国境をまたいでサービス及び無形資産を販売する場合において税還付（免除）規定を適用するときは、期間ごとに主管税務機関に対し申告して税還付（免除）手続をしなければならない。具体的弁法は、国務院の財政及び税務主管部門がこれを制定する。

2 輸出物品について、税還付手続をした後に物品の返還又は返還通関が発生した場合には、納税者は、法により還付済みの税金を補足・納付しなければならない。

第 26 条 増値税の徴収管理については、「税収徴収管理法」及びこの条例の関係規定により執行する。

第 27 条 納税者が増値税を納付することに係る関係事項について、国務院に、又は国務院の財政及び税務主管部門に国務院の同意を経た別段の定めのある場合には、当該定めによる。

第 28 条 この条例は、2009 年 1 月 1 日からこれを施行する。

(中文法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：広瀬元康 事務局長：森啓太)

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所